

令和5年第11回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和5年11月30日(木) 14時50分			
出席委員 (17名)	1番	二月田	努	
	2番	中園	真一	
	3番	相良	悟	
	4番	鎌田	陽一	
	5番	中村	優志	
	6番	田代	一友	
	7番	松下	さえ子	(会長職務代理者)
	8番	有村	啓太	
	10番	上原	雄二	
	11番	清水	和子	
	12番	岡村	勝敏	
	13番	山之内	悟	
	14番	笹峯	久雄	
	15番	大山	茂美	
	16番	長崎	恵里子	
	17番	今村	浩一	
	18番	常盤	信一	
欠席委員 (2名)	9番	東鶴	昭雄	
	19番	槐島	睦夫	(会長)
事務局 振興農地グループ	事務局長	堀ノ内 敬久	グループ長	秋窪 貴洋
	主査	徳永 香理	主任主事	水迫 時巳
議事日程	<p>「諸般の報告」「事務局報告」</p> <p>1「農地利用変更届」について</p> <p>2「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・農地中間管理権の設定)の意見決定」について</p> <p>3「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>4「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>5「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>6「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について</p> <p>7「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について</p>			

開会 14時50分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(代理)	<p>それでは令和5年第11回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。</p> <p>まず、本日の出席農業委員ですが、9番委員と19番委員より欠席届が提出されておりますので17名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。</p>
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]

議長（代理）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（代理）	ご異議なしとのことですので、本日の議事録署名委員は 8 番委員と 10 番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（代理）	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第 1 号 「農地利用変更届」について

議長（代理）	まず、議案第 1 号「農地利用変更届」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更届が 1 件提出されておりますので審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。隼人 1 を 10 番委員。
10 番委員	1 号 1 番を報告いたします。届出地は朝日公民館の南西に位置しており、現況は販売所及び駐車場である。利用変更目的は農産物販売所及び駐車場にするものである。農業用施設として 716 m <sup>2</sup> の内 93 m <sup>2</sup> を利用するものであり、既に整備済みである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（代理）	はい。ありがとうございました。調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等がございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（代理）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 1 号「農地利用変更届」につきましては、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（代理）	全員賛成です。よって本案件は、受理することに決定いたしました。

△ 議案第 2 号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（代理）	次に、議案第 2 号「農用地利用集積計画の意見決定」についてを議題といたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転 7 件、利用権設定 57 件、中間管理権の設定 5 件の合計 69 件について、市長より意見を求められております。また、農地法第 18 条第 6 項の解約通知が 21 件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項農用地利用集積計画の意見決定」につきまして報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転 7 件、筆数 10 筆、面積 19,769 m <sup>2</sup> 。利用権設定 57 件、筆数 93 筆、面積 165,724 m <sup>2</sup> 。中間管理権設定 5 件、筆数 5 筆、面積 16,615 m <sup>2</sup> 。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（代理）	事務局からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等がございますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（代理）	ご質疑等ないようですので質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているとのことですので。お諮りいたします。議案第 2 号「農用地利用集積計画の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

	〔全員挙手〕
議長（代理）	全員賛成です。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第 3 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（代理）	次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 3 条の規定による許可申請が 12 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1 を 8 番委員。
8 番委員	3 号 1 番を報告します。申請地はいきいき国分交流センターの西に位置し、現況は不耕作である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。ここの所が不耕作地の所が多いので、担当地区の方は定期的に見てもらえるとありがたいと思います。以上です。
議長（代理）	次に、牧園 2 を 9 番に代わり 12 委員。
12 番委員	3 号 2 番を代理報告します。申請地は川原公民館の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（代理）	同じく牧園 3 を 10 番委員。
10 番委員	3 号 3 番を報告いたします。申請地は古屋志公民館の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 4 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（代理）	次に、国分 4、5 を 17 番委員。
17 番委員	まず、3 号 4 番です。申請地は木原中央公民館の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続きまして 3 号 5 番です。現地が隼人でございますので、7 番委員の方に現地調査と本人への聞き取りも同時に行っていたり、報告を受けたところでございます。申請地は中福良地区公民館の北東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（代理）	同じく国分 6 を 18 番委員。
18 番委員	6 号 6 番を報告します。申請地は重久公民館の北西に位置し、現況は田であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に

	利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。
議長（代理）	次に、隼人7を5番委員。
5番委員	3号7番を報告します。申請地は上野公民館の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上報告します。
議長（代理）	同じく隼人8、9を7番に代わり5番委員。
5番委員	7番委員に代わり報告します。 3号8番を報告します。申請地は西瓜川原公民館の南東に位置し、現況は田、畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続きまして3号9番を報告します。申請地は花山公民館の北東に位置し、現況は不耕作である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告します。
議長（代理）	同じく隼人10を10番委員。
10番委員	3号10番を報告いたします。申請地は立岩公民館の北に位置し、現況は不耕作である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。なお、現地調査は14番委員にお願いをいたしました。以上です。
議長（代理）	次に、横川11を12番委員。
12番委員	3号11番を報告します。申請地は赤水公民館の畑は北、田は南に位置し、現況は田、畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。
議長（代理）	次に、牧園12を11番委員。
11番委員	3号12番について報告いたします。申請地は三体小学校の西に位置し、現況は畑、田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告します。
議長（代理）	はい。ありがとうございました。調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（代理）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号「農地

	法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（代理）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第 4 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（代理）	次に、議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 4 条の規定による許可申請が 2 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1 を 4 番委員。
4 番委員	4 号 1 番を報告いたします。申請地は天降川小学校の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地造成 1 区画にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（代理）	次に、横川 2 を 12 番委員。
12 番委員	4 号 2 番を報告します。申請地は霧島温泉駅の北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。なお、クヌギの植林です。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（代理）	ありがとうございました。調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長（代理）	ご質疑等ないので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（代理）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第 5 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（代理）	次に、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 5 条の規定による許可申請が 21 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1 から隼人 3 までを 8 番委員。
8 番委員	5 号 1 番から 3 番まで続けて報告します。 5 号 1 番。申請地は川内地区コミュニティセンターの東に位置し、現況は田である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は販売所 1 棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 5 号 2 番。申請地は下井地区集会所の南に位置し、現況は田である。農地区分は第 1 種農地

	<p>の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 3 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5 号 3 番。申請地は市営菩提寺団地の西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 13 区画、公園、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（代理）	次に、隼人 4 から溝辺 6 までを 9 番に代わり 12 委員。
12 番委員	<p>5 号 4 番から 6 番までを続けて代理報告します。</p> <p>まず、5 号 4 番。申請地は朝日公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 1 種農地の既存施設の拡張に該当するものと思われる。転用目的は事務所 1 棟、倉庫 1 棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 5 号 5 番です。申請地は極楽公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 5 号 6 番です。申請地は宮川内公民館の北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は事務所 1 棟、資材置場、駐車場、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地非農地の 1,504 m<sup>2</sup>を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は 4,796 m<sup>2</sup>である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（代理）	次に、溝辺 7 を 10 番委員。
10 番委員	<p>5 号 7 番を報告いたします。申請地は市営空港南タウンの北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は事務所兼倉庫兼農機具修理工場 1 棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告を終わります。</p>
議長（代理）	次に、国分 8 を 4 番委員。
4 番委員	<p>5 号 8 番を報告いたします。申請地は国分西小学校の北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（代理）	同じく国分 9 から 11 までを 13 番委員。

13 番委員	<p>5号9番から5号11番まで続けて報告いたします。</p> <p>まず、5号9番です。申請地は下井地区集会所の北西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅6棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして5号10番について報告をいたします。これについては、6号1番の農地転用事業計画変更申請と同時申請になっております。申請地は国分インターチェンジの北西に位置し、現況は駐車場である。なお、令和4年11月頃駐車場にしてしまったという始末書が添付されております。農地区分は第3種農地の300m以内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして5号11番について報告をいたします。申請地は塚脇小学校の南西に位置し、現況は山林である。なお、年月日不詳ではございますが一部植林してしまったという経緯書が添付されております。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（代理）	同じく国分12、13を18番委員。
18 番委員	<p>5号12番、13番を続けて報告をさせていただきます。</p> <p>12番。申請地は市営岩戸住宅の西に位置し、現況は通路であります。なお、年月日不詳ですが整備してしまったという経緯書が添付をされております。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われれます。転用目的は通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われれます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われれます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われれます。</p> <p>13番。申請地は国分中央高校小畑実習農場の南東に位置し、現況は田であります。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われれます。転用目的は宅地分譲2区画、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われれます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われれます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われれます。以上です。</p>
議長（代理）	次に、隼人14から17までを5番委員。
5 番委員	<p>14番から17番まで報告します。</p> <p>5号14番。申請地は天降川小学校の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>続きまして5号15番を報告します。申請地は天降川小学校の北西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的</p>

	<p>は宅地分譲 3 区画、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 5 号 16 番を報告します。申請地は天降川小学校の北西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は共同住宅 1 棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 5 号 17 番を報告します。申請地は市営住吉団地の北西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 2 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告します。</p>
議長（代理）	同じく隼人 18 から 20 までを 10 番委員。
10 番委員	<p>5 号 18 番から 20 番まで報告をいたします。</p> <p>まず、5 号 18 番。申請地は隼人駅の東に位置し、現況は不耕作である。なお、年月日不詳で砂等を搬入し造成してしまったという経緯書が添付されております。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われます。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 5 号 19 番を報告します。申請地は市営見次団地の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は店舗 1 棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 5 号 20 番を報告します。申請地は旧水道部の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は園庭、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地宅地の 471.65 m<sup>2</sup>を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は 844.65 m<sup>2</sup>である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告を終わります。</p>
議長（代理）	次に、牧園 21 を 11 番委員。
11 番委員	<p>5 号 21 番について報告いたします。</p> <p>申請地は坂下公民館の北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は水力発電 1 基、資材置場、駐車場、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地原野の 99 m<sup>2</sup>を一体利用するもので、全体計画面積は 1,193 m<sup>2</sup>である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われま。以上報告いたします。</p>
議長（代理）	ありがとうございました。調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意

	見、ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（代理）	ご質疑等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔挙手多数〕
議長（代理）	賛成多数であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、12 月 5 日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第 6 号 「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（代理）	次に、議案第 6 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が 1 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 国分 1 を 13 番委員。
13 番委員	6 号 1 番について報告をいたします。本議案につきましては、先程報告しました 5 号 2 番と同時申請になっております。申請地は国分インターチェンジの北西に位置し、現況は駐車場である。転用目的は駐車場にするものである。農地区分は第 3 種農地の 300m 以内農地に該当するものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上で報告を終わります。
議長（代理）	はい。ありがとうございました。調査委員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（代理）	ご質疑等ないようですので、質疑終了をいたします。お諮りいたします。議案第 6 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔挙手多数〕
議長（代理）	賛成多数であります。よって、本案件は承認することに決定いたしました。

△ 議案第 7 号 「農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について

議長（代理）	次に、議案第 7 号「農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」についてを議題といたします。農地法第 30 条第 1 項の規定に基づき、農地の利用状況調査の結果に伴う、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について、当委員会での審議を求めます。それでは、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局	はい。「農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について。農地法第 30 条第 1 項の規定に基づいた農地の利用状況調査の結果、既に森林・原野の様相を呈しているなど、農地に復元することが著しく困難で、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれた農地は、田、392 筆、面積 375,550 m <sup>2</sup> 、畑、308 筆、面積 293,178 m <sup>2</sup> 、合計 700 筆、面積 668,728 m <sup>2</sup> となりました。この 700 筆につきましては、周囲の農地との集団性や農作業への影響は軽微であると考えられることから、農地法第 2 条第 1 項に該当しない旨判断しましたのでご審議をよろしくお願いいたします。

議長（代理）	はい。事務局からの説明が終わりました。只今の説明につきましてご意見、ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（代理）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 7 号「農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」につきましては、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当せず、非農地であるとの判断です。このことについて、賛成の方の挙手を求めます。
	〔挙手多数〕
議長（代理）	賛成多数であります。よって、「農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」につきましては、非農地とすることに決定いたしました。 以上で、令和 5 年第 11 回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。次に、「その他」はございませんか。
11 番委員	はい。
議長（代理）	はい。11 番委員。
11 番委員	私の私的な意見というか感想です。農地法第 3 条 2 項というところで、全部効率利用要件と農作業常時従事要件、地域との調和要件なんですけども、先程、私が発表しました 3 号 12 番で、常時従事すると認められるの常時というのにちょっとひっかかりまして、実はこの方は全国を飛び廻っているということなんです。なので常時従事するのかなと、下限面積要件も撤廃されてからいろんな方が農業に参入するというか、半農半 X という感じでこういう方が増えてくるんじゃないかと思います。3 条の許可について話があったりしていたんですが、ちょっと時代にそぐわないというかそういう感じを受けました。以上です。
議長（代理）	はい。只今の 11 番委員の意見は、参考意見として承りたいと思います。他にございませんでしょうか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（代理）	ないようですので、以上で令和 5 年第 11 回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

閉会 15 時 40 分